

これが「任意後見」です。

「任意後見」とは、あなたを守る国が定めた契約制度です。

あなたの判断能力が不十分になったり、認知症になったときのために、あらかじめ、その後の生活をどのようにするのかを決めて、信頼できる人に託しておく国の契約制度です。

最大の特長は、

あなたの意思でああなたの老後のことを決めることができる、「自己決定権」を尊重する制度であることです。

そしてもうひとつ。この契約は、あなたが判断能力十分なままに人生をまっとうできたときには、利用しません。



すなわち、あなたの将来をあなた自身が決められる保険のように**安心・安全で便利**な契約制度です。

利用条件①

あなた（委任者）と、信頼できる人（受任者）に、十分な契約能力があることです。

利用条件②

信頼できる人を決め、何を願うのかを決めます。

利用条件③

あなたと信頼できる人との約束事を、「公正証書」にします。



みなさん、こんな**勘違い**がいていませんか？

勘違い
1

遺言を書いてあるから大丈夫。

遺言は、あなたが亡くなった後のことを書面にしたものです。遺言には、あなたが認知症になるなど判断能力が不十分になったときのことを書くことはできません。

勘違い
2

エンディングノートや終活ノートを書いてあるから大丈夫。

どちらも法的効力がありませんので、注意が必要です。目安程度に考えてください。

勘違い
3

法律の専門家に頼んであるから大丈夫。

「任意後見」における法律の専門家は、**公証人**です。公正証書作成も、公証人の仕事です。また、わからないことがあれば、公証人が相談（無料）に応じてくれます。